

熊本市避難行動要支援者制度 地域関係者向け説明会 ＜令和7年度＞

令和7年（2025年）5月
熊本市 政策局 防災計画課
健康福祉局 健康福祉政策課
（専用ダイヤル：096-328-2368）

I 説明会の開催にあたって

- 今般の説明会は、昨年(令和6年)10月に各区において開催した避難行動要支援者制度にかかる説明会でのご意見・ご指摘等を踏まえ、その後、本市において制度の詳細(運用に係る細部の検討、地域関係者等の役割整理、名簿の運用並びに個別避難計画策定の進め方など)について検討・整理した事項や追記した点等について、制度の概要を含めて改めて、地域関係者の皆様にご説明させていただきます。
- 一本化後の当該制度に関しては、昨年5月の地域防災会議等での方針決定を踏まえ、今年度(令和7年度)から既に制度自体はスタートしておりますが、今回の説明会でいただいたご意見・ご指摘等に関しましても、今後の制度運用に係る不断の検討・見直しに活かしてまいります。

● 前回説明会時のご意見・ご指摘等について

前回説明会時のご意見・ご指摘等については、主に以下のとおり整理させていただいております。当該意見等に関して、資料全般を通して、市の考え方や整理した事項等をご説明させていただければと考えております。

- ① 自治会、民生委員等のなり手も不足している状況であり、これ以上の負担増は対応が難しい。
- ② 避難支援等関係者の具体の役割、避難支援等関係者間の連携について、どう考えているのか。
- ③ 災害時(又はおそれがある場合)に、同意がない方も含めて名簿が共有される場合、自治会、民生委員等の地域関係者にどんな役割を求めているのか。

※ 説明資料に関して

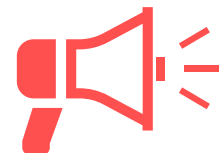
前回説明会時からの検討・整理に係る追記した点や重要な点、市から特にお伝えしたい点については、これらのアイコン(マーク)を付していますので、ご参照ください。



追記



重要



ポイント

Ⅱ 避難行動要支援者制度の目的①



ポイント

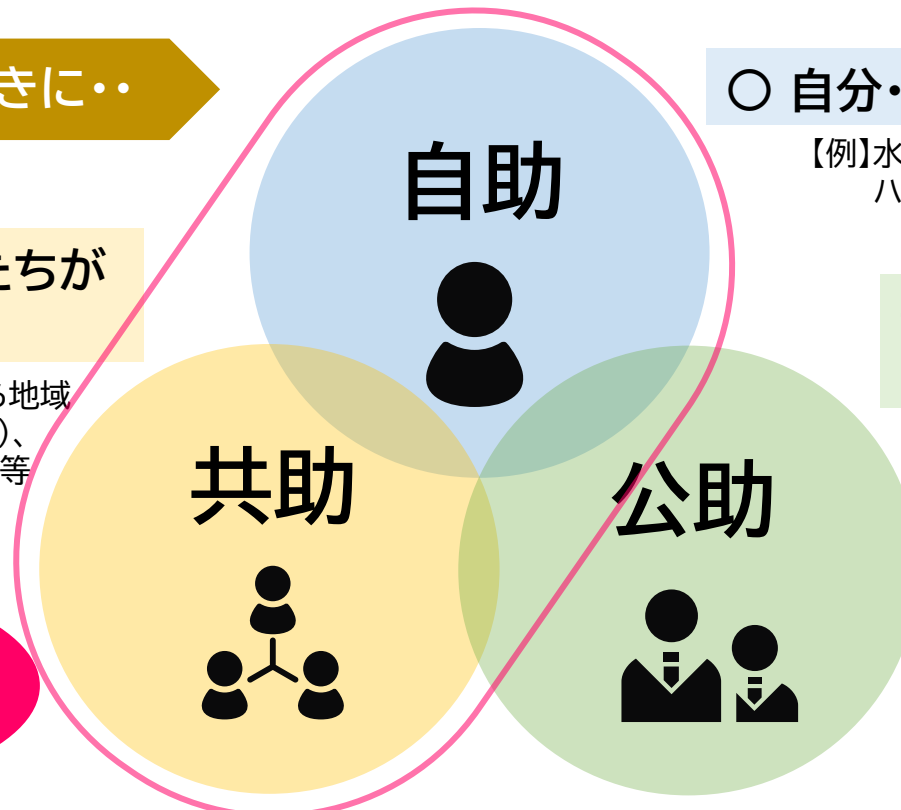
- 過去に発生した大規模な災害においては、発災直後の状況下で、自助・共助による救助が大きな割合を占めており、「公助」がすぐには行き届かないなかで、自らを助ける「自助」、共に助け合う「共助」がとても重要です。
- 災害から身を守るためには、一人ひとりが日頃から災害に備え、自分の命は自分で守るようにすることはもとより、地域において平時から顔の見える関係を構築しておくことが、地域の防災力向上につながります。
- 「避難行動要支援者制度」は、防災・減災への取組のうち、「自助」「共助」の体制づくりを目的とした制度です。

！ 災害が発生したときに・・・

- 地域などの周囲の人たちが協力して助け合う

【例】地域の避難訓練への参加、普段から地域活動に参加（顔の見える関係づくり）、災害時の避難困難者に対する配慮 等

自助・共助の体制
づくりを目的と
した制度



- 自分・家族を自分たちで守る

【例】水や食料品等の備蓄、非常持出品の用意
ハザードマップの確認、家族での避難先の共有 等

- 公的機関（市役所・警察・消防・自衛隊等）の救助・支援を受ける

【例】災害状況の迅速な把握・情報発信、対策本部（区対策部）の立上げ、応援・ボランティア等の受入確保、警察・消防・自衛隊等による救助、救援物資の配布、災害廃棄物への対応、復旧作業・事業 等

公助はすぐには行き届かない
（災害規模が大きいほど）

Ⅱ 避難行動要支援者制度の目的②

<参考>

「令和5年版 防災白書」

第1章第1節(自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進)より抜粋

- 今後発生が危惧される南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、さらに近年激甚化・頻発化する気象災害等によって**広域的な大規模災害が発生した場合において、公助の限界が懸念**されている。
- 阪神・淡路大震災では、**家族も含む「自助」や近隣住民等の「共助」により生き埋めになった人の約8割が救出**されており、「**公助**」である救助隊等による救出は**約2割程度に過ぎなかった**という調査結果がある。
- <中略> **高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向**にある。このため、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災意識を高めて具体的な行動を起こすことにより、「**自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う**」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが**重要**である。

「熊本市地域防災計画 令和6年度版」

本編 第1部第8節(地域防災力の最大化に向けて)より抜粋

<熊本市防災基本条例の基本理念>

- 市、市民、事業者及び地域の防災組織の防災意識及び災害対応力の向上
- **自助、共助及び公助の結集による防災**
- これまでの災害の記録、記憶及び教訓の次の世代への伝承

Ⅲ 名簿の運用①

(1) 避難行動要支援者(名簿の対象となる方)

災害時に自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を市が作成します。

避難行動要支援者の対象要件

①	要介護認定3～5を受けている者
②	身体障害者手帳1、2級を所持している者
③	療育手帳Aを所持している者
④	精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者
⑤	指定難病医療受給者
⑥	その他、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる ・単身の高齢者又は高齢者のみの世帯の者 ・障がいのある者 ・妊産婦 ・乳幼児 ・医療依存度の高い者等 であって、避難の支援を希望するもの ※旧制度(災害時要援護者避難支援制度)対象者を含む

※社会福祉施設又は医療機関等に入所等している方は、原則、対象外になります。

(2) 避難支援等関係者(名簿の提供先)

作成した名簿を町内自治会・民生委員・地域団体等の皆様(避難支援等関係者)に市から提供を行います。

避難支援等関係者(提供先)

①	町内自治会	⑥	消防機関
②	民生委員・児童委員	⑦	熊本県警察
③	校区社会福祉協議会	⑧	市社会福祉協議会
④	校区防災連絡会	⑨	地域包括支援センター(ささえりあ)
⑤	自主防災クラブ	⑩	障がい者相談支援センター

→①～⑤の要件に該当する方は、市が保有する情報から自動的に名簿に掲載されます。



追記

⇒⑥の要件に基づき、名簿への掲載を希望される方は、各区役所総務企画課にて申請(郵送での申請も可能)が必要です。

※旧制度(災害時要援護者支援制度)の対象者で、一般の名簿掲載に同意された方は申請は不要です。
(名簿情報を新制度名簿へ引き継ぎます。)

Ⅲ 名簿の運用②

(3) 名簿に掲載される情報

掲載情報	
①	本人の氏名
②	生年月日
③	性別
④	住所
⑤	電話番号
⑥	避難支援を必要とする理由 ・①～⑤の対象要件(要介護度、身体障害者手帳等の種別など) ・⑥の対象要件(単身高齢者等、妊産婦など)

○ 毎年1月1日時点で名簿情報を更新します。 追記
→新規の名簿掲載者には、2月頃に同意書の発送を行い、同意された方は毎年度作成する名簿情報に反映されます。

※ 更新頻度は、毎年1月1日時点の1回のみになります。 重要
(名簿受取に係る負担・紛失等のリスク、名簿作成作業の対応が困難等の理由から)

(4) 名簿作成・提供等のフロー(流れ)

1 市が保有している情報に基づき、対象者を抽出します。(毎年1月1日時点)

2 市から、対象者に対して、名簿情報を外部提供に係る同意書を送付します。(毎年2月頃)

※今般の制度移行では、昨年(R6)11月、本年(R7)2月に名簿対象者全員に同意書を送付し、現在、同意情報に基づき、名簿作成の準備を進めています。

3 対象者から、市へ同意書を提出いただきます。(毎年3月末頃まで)

4 同意された方の名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。(毎年6月頃～8月頃)

5 提供された名簿を活用いただき、平常時の見守りや防災訓練等、災害時の避難支援等を行います。

※ 提供された名簿に掲載された要支援者の状態・環境等の変化があった場合は、避難支援等関係者の皆様で名簿情報の補記等を行っていただくようお願いいたします。

Ⅲ 名簿の運用③

(5) 名簿の提供時期・提供方法等

① 名簿の提供時期

避難支援等関係者の皆様への名簿の配付時期は、毎年6月頃から8月頃を予定しています。配付の開始前には、事前に各団体に対して、案内文(お知らせ)を送付する予定です。

② 名簿の提供方法

避難支援等関係者の皆様への名簿の提供元、提供方法は以下のとおりです。



追記

避難等支援関係者の区分		提供元	提供方法
①	町内自治会	各区役所 (総務企画課・まちづくりセンター等)	・市等から、作成した名簿を手交(受領書兼誓約書に署名) ・名簿の配付にあたっては、各地域の会合等の機会を捉えた柔軟な提供を実施
④	校区防災連絡会		
⑤	自主防災クラブ		
②	民生委員・児童委員	市社会福祉協議会	○ 会合等の機会を捉えての配付  ○ 区役所等での受取による配付  ○ 自宅等への訪問による配付 
③	校区社会福祉協議会		
⑨	高齢者支援センターささえりあ	高齢福祉課	
⑩	障がい者相談支援センター	障がい福祉課	・電子媒体による提供(予定)

※ ⑧市社会福祉協議会は共同運用のため名簿情報を共有し、⑥消防機関へは健康福祉政策課から、⑦熊本県警察へは防災計画課から、それぞれ電子媒体による提供を予定しています。

③ 受領方法

必要事項をご確認のうえ、**受領書兼誓約書**に署名いただき、名簿を受領いただきます。(個人情報管理の徹底)

Ⅲ 名簿の運用④

(6) 名簿の取扱い

① 名簿掲載の個人情報の保護



重要

避難行動要支援者名簿は、対象者の氏名・住所・生年月日・性別のいわゆる基本4情報をはじめ、連絡先、特に支援を必要とする理由である要介護度や障がいの種別や等級等のデリケートな個人情報が含まれている名簿です。

名簿の個人情報の取扱いには十分ご留意ください。本制度に携わらなくなった後も、他者に情報を漏らすことのないようお願いいたします。

② 名簿の管理

名簿は、自宅等の施錠可能な場所や、不特定多数の方が出入りする集会所等においては施錠可能な棚や金庫等で保管してください。

③ 名簿の複製



追記

名簿の複製は、町内自治会、自主防災クラブ、校区防災連絡会は各区総務企画課にて、校区社会福祉協議会は市社会福祉協議会で行いますので、各自での複製は行わないでください。(複製は、6月から8月までの間で、1団体につき3部程度を上限とします。)

④ 会長職を兼務している場合の名簿配付



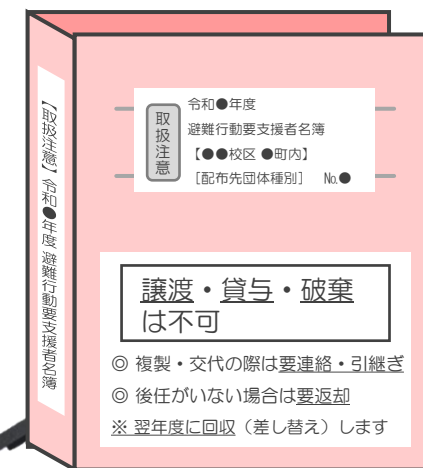
追記

町内自治会長と自主防災クラブの会長など、兼務している場合の名簿の配付については、代表者の意向に応じて配付部数を変更できます。

例えば、町内自治会の分の1部のみの配付なども可能です。

なお、町内自治会の名簿を自主防災クラブの役員に共有するなど、別の団体の活動で活用することはできません。

● 詳細な留意事項などは、受領書兼誓約書やお渡しする名簿ファイルの内容物等に記載しています。



◎ 複製・交代の際は要連絡・引継ぎ
◎ 後任がない場合は要返却
※ 翌年度に回収（差し替え）します

Ⅲ 名簿の運用⑤

(7) 平常時及び災害時の名簿提供の考え方

● 検討・整理事項(前回説明会時以降の対応等)

提供の時期・手法

<前回説明会時>

平常時

外部提供に係る同意を得た者の名簿(同意者名簿)

災害時

同意を得ていない者も含む名簿(全体名簿)
※避難支援等の実施に必要な限度



(検討・整理)

提供する名簿・考え方

平常時

外部提供に係る同意を得た者の名簿
(同意者名簿)

・平常時の防災訓練など、「自助」「共助」の体制づくりに活用いただくため、
→避難支援等関係者の皆様に、名簿情報の提供に同意をいただいた方のみが記載された名簿(同意者名簿)を提供します。
※前回説明時と同様

災害時

同意を得ていない者も含む名簿
(全体名簿)
※原則として、救出・救護を担う消防機関や警察への提供を想定(原則、地域関係者への提供は行わない。)



重要

・災害時における名簿の提供に関して、同意がない方も含む名簿(全体名簿)の提供については、
→原則として、救出・救護を行う消防機関や警察への提供を行い、町内自治会・民生委員・校区社協等の地域関係者への提供は行いません。
※ただし、災害発災から一定程度状況が落ち着いた段階で、被災状況把握・安否確認等のために、市が必要性を判断した場合は、該当地区の地域関係者へ提供を行うこともあります。

Ⅲ 名簿の運用⑥

(8) 名簿掲載者等の見込み(R7.4時点)

● 検討・整理事項(前回説明会時以降の対応等)

今般の制度移行では、昨年(R6)11月、本年(R7)2月に名簿対象者全員に同意書を送付し、現在、同意情報に基づき、名簿作成の準備を進めています。

現時点で、名簿掲載に同意されている方の状況は以下のとおりとなっています。

また、個別避難計画作成の意向調査を合わせて行っており、計画作成意向のある方の状況についても、現時点の状況を記載しています。

① 名簿掲載者数の見込み(R7.4月時点)

- 平常時の避難行動要支援者名簿(同意者名簿)への掲載を同意された方の人数
約8,500人(全体の約22.9%)

※ 旧制度(災害時要援護者制度)の登録者数(名簿掲載者数) 約7,700人

② 個別避難計画の作成意向者数の見込み(R7.4月時点)

- 個別避難計画の作成意向を示された方の人数
約6,300人(全体の約17.0%)

● 検討・整理事項のまとめ



ポイント

- 地域関係者の皆様には、原則として、災害時の全体名簿(同意を得ていない方を含む名簿)の提供は行なわず、平常時の同意者名簿(同意が得られた方の名簿)の提供を行います。

また、掲載者数は旧制度(災害時要援護者名簿)と同程度(約8,500人程度)となる見込みです。

今後、市による同意者名簿の作成・配付・回収等を行ってまいりますので、引き続き同意者名簿による地域にお住まいの要支援者の見守り等をお願いいたします。

IV 個別避難計画作成の進め方①

(1) 計画作成の進め方

優先度が高い方	→	福祉専門職の参画を得て、迅速かつ効果的な計画作成を推進
優先度が相対的に高くない方	→	本人や家族等による計画作成を想定※ 必要に応じて市及び市社協が支援

- 優先度が高い方については、実効性ある計画を速やかに作成していく必要があるため、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職の参画を得て、計画作成を推進していきます。
- 優先度が相対的に高くない方については、本人や家族等による計画作成を想定しており、必要に応じて市から業務委託を受けた市社会福祉協議会が、市とともに計画作成を支援していきます。



(2) 優先度が高い方の範囲

- ① 地域防災計画(令和6年5月31日策定)における優先度の考え方
- 避難行動要支援者のうち、優先度が高いと考えられる避難行動要支援者については、以下の項目を踏まえて特定します。

優先度の高い避難行動要支援者の範囲	
以下の項目を踏まえて設定する。	
①	避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況 洪水・高潮・津波浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域等
②	避難行動要支援者の心身の状況 介護サービスを利用している者又は障害福祉サービスを利用している者等
③	避難行動要支援者の世帯の状況 高齢者又は障がい者等で構成される世帯等

◆計画作成の意向調査の結果を基に優先度を設定

→左表の①～③の方のうち、令和7年度から先行実施する特に計画作成の優先度が高い方の範囲を設定(次ページ)

IV 個別避難計画作成の進め方②

(2) 優先度が高い方の範囲(つづき)

● 検討・整理事項(前回説明会時以降の対応等)

② 令和7年度から先行実施する優先度が高い方の範囲

- 計画作成の意向調査結果等を基に、令和7年度から先行実施する特に優先度が高い方の範囲について、以下のいずれにも該当する方とし、福祉専門職の参画を得て、計画作成を推進していきます。

◆ 介護サービスを利用している方又は障害福祉サービスを利用している方(←②心身の状況)

→避難行動要支援者の対象者のうち、上記に該当される方は約9,600人

◆ 3.0m以上の洪水・高潮・津波浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等に居住されている方(←①居住地におけるハザードの状況)

→避難行動要支援者の対象者のうち、介護サービス等を利用している方(約9,600人)で、更に上記に該当される方は約1,800人

※限られた福祉専門職のマンパワーを効果的に活用するため、より危険度が高い2階床上以上の浸水が想定される上記の対象者に設定しています。

◆ 令和7年度先行実施の対象となる方(約1,800人)に対して、同意確認を行います。(令和7年6月頃)

◆ 同意された方の計画作成を、担当の福祉専門職の参画により進めていきます。(令和7年度)

※ 福祉専門職が計画を作成するにあたって、避難支援等実施者の選任等に際し、避難支援等関係者の方々に相談等をする場合(選任にあたっての調整会議の開催など)がありますので、対応が可能であればご協力をお願いします。

③ 令和7年度以降の優先度が高い方の範囲

- 令和7年度から計画作成を進め、作成状況等を見極めながら、優先度設置の範囲を順次拡張していきます。

IV 個別避難計画作成の進め方③

(3) 優先度が相対的に高くない方の個別避難計画の作成

- 優先度が相対的に高くない方の個別避難計画は、本人・家族等の計画作成の意向により、本人・家族等による計画作成を支援していきます。
- 本人・家族等の計画作成にあたり、支援が必要な場合は、市及び市社協による支援（市から支援業務を委託）を行いますので、以下の窓口をご案内ください。
- 計画作成が完了した際は、**原本を市へ提出**いただくとともに、**副本(コピー)を本人・家族・避難支援等実施者などの避難支援等に携わる関係者で共有**いただくよう、ご案内のご協力をお願いいたします。



追記



重要

個別避難計画作成の支援窓口

①	中央区事務所(市社協)	熊本市中央区新町2-4-27熊本市健康センター新町分室内	096-288-5081
②	東区事務所(市社協)	熊本市東区秋津3丁目15-1 秋津まちづくりセンター内	096-282-8379
③	西区事務所(市社協)	熊本市西区小島2丁目7-1 西区役所内	096-288-5817
④	南区事務所(市社協)	熊本市南区城南町宮地1050 城南まちづくりセンター横	0964-28-7030
⑤	北区事務所(市社協)	熊本市北区植木町岩野238-1 北区役所横	096-272-1141
⑥	防災計画課 ・健康福祉政策課(市)	熊本市中央区手取本町1-1 (防災計画課3F／健康福祉政策課10F)	096-328-2368 (専用ダイヤル)

IV 個別避難計画作成の進め方④

(4) 計画の様式

● 検討・整理事項(前回説明会時以降の対応等)

- 熊本市の個別避難計画の様式を、内閣府取組指針の様式例を基に検討を行い、以下のとおり作成しました。別紙としても配付しております。(実際の様式はA3サイズです。)
- 裏面はマイタイムラインや避難時の持出品リスト、避難先の検討フロー等の補助ツールとしてご利用いただけます。

熊本市個別避難計画

作成日 令和 年 月 日

本人の情報	フリガナ				生年月日	大 昭 年 月 日 (歳)
	氏名				性別	男 ・ 女 ・ その他
	住所	熊本市 区				
	小学校区		校区	自治会	第 自治会	
	電話番号	だれの ()			FAX	
	メールアドレス					
	同居人数 (本人含む)	人	同居家族	□配偶者 □子 □父母 □祖父母	□孫 □その他 ()	
	緊急連絡先 (ご家族など)					
	①	フリガナ	(続 柄)	住所	電話番号	
	②	フリガナ	(続 柄)	住所	電話番号	
支援が必要な理由	介護認定	要介護 (□1 □2 □3 □4 □5)				
	障がいの状況	□身体 (□1級 □2級 □3級 □4級 □5級 □6級) □知的 (□A1 □A2 □B1 □B2) □精神 (□1級 □2級 □3級)				
	疾患	□指定難病医療受給者 □医療依存度が高い ()				
	その他	□単身高齢者 □高齢者のみの世帯 □その他 ()				
災害時に受けたい支援	□自力で避難できないため、避難支援をしてほしい。 □自力で避難できるが、避難情報等の災害情報を伝えてほしい。 □その他 ()					
	避難支援の留意点	□歩行が困難 (車いす、杖) □目が見えない (見えにくい) □耳が聞こえない (聞こえにくい) □言葉や文字の理解が難しい □危険なことを判断できない □その他 (具体的に)				

避難支援等実施者 (実際に避難支援していただく人)					
誰と	①	氏名	本人との関係	支援内容	左記、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに □ 同意します 確認日 (/)
	②	氏名	本人との関係	支援内容	左記、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに □ 同意します 確認日 (/)
	③	氏名	本人との関係	支援内容	左記、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに □ 同意します 確認日 (/)
	④	氏名	本人との関係	支援内容	左記、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに □ 同意します 確認日 (/)

※必ず、避難支援等実施者本人に了承を得たうえでご記載ください

どこへ	熊本市ハザードマップで住所地の地形的特性を確認してください	
	□洪水浸水想定区域 (浸水想定 m)	□高潮浸水想定区域 (浸水想定 m)
	□津波浸水想定区域 (浸水想定 m)	□土砂災害 (特別) 警戒区域
	□在宅避難 ※自宅の災害リスクの確認や備蓄などを準備したうえで在宅避難してください	
避難先	□近隣の指定避難所 ① ②	
	※学校・公設公民館 など () ()	
	□家族・知人宅 (誰のお宅ですか: 宅)	
	□その他 ()	

自由記述	例) 避難経路図、居所の見取り図、その他留意事項

同意確認	【留意事項】	
	・避難支援等実施者の方には、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲の支援です。決して避難支援等実施者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。	
	・災害時には避難支援等実施者の不在や被災などにより避難支援が出来ない場合があります。	
	□ 上記留意事項について承諾します。 □ この個別避難計画に記載された情報を平常時から関係者間で共有することに同意します。	
令和 年 月 日		
本人自署 (自署又は代筆)		代筆者氏名 (自署) (続柄)

- ◆ 様式の左側は、避難行動要支援者の本人の情報(氏名・住所・緊急連絡先・要支援情報等)を記載します。
- ◆ 様式の右側は、避難先、避難支援等実施者、自由記述(特記事項等)、同意確認の署名を記載します。

IV 個別避難計画作成の進め方⑤

(5) 計画作成における留意事項

① 「誰と」の欄(避難支援等実施者を記載する欄)

- 実際に避難支援いただく方を記載します。必ず、避難支援等実施者本人への了承が必要になります。

<避難支援等実施者の留意事項>

- 避難支援等実施者の方が、法的な責任や義務を負うことはありません。
- 避難支援等実施者も自分やご家族の安全が最優先です。必ずしも災害時に支援が受けられるとは限らないことを、避難行動要支援者本人や家族等にあらかじめ理解いただくことが重要です。(市から周知徹底)



重要

- 支援内容には、「一緒に避難先に行く」以外にも、「災害情報を伝えてもらう」や「声掛けしてもらう」等の一緒に避難できなくても支援できる内容や、「その他の支援」を別途記載する項目 を設けております。避難支援等実施者の方が一緒に避難することが困難な場合は、上記支援内容を選択肢としてご検討いただくことを想定しています。
- 本人や家族等からの相談を受けた際は、上記を踏まえた避難支援等実施者の選任にご協力をお願いいたします。

② 「どこへ」の欄(避難先を記載する欄)

- ハザードマップ等を確認して、本人や家族等とともに避難先を選定して、記載します。ハザードマップは市ホームページ等で確認できます。
- 市が開設する避難場所のほか、安全な場所にある「親戚・知人宅」や「在宅避難(垂直避難)」、かかりつけの医療機関等を含めて検討します。



※ この二次元コードからも、市HP「ハザードマップ等の防災情報を確認できます。」にアクセスできます。



● 検討・整理事項のまとめ



ポイント

- 【優先度の高い方】については、「介護サービス等を利用をされている方」で「2階床上以上(3.0m以上)の浸水想定区域等に居住されている方」を先行実施し、計画作成を推進するとともに、進捗を見極めながら、以降の優先度の範囲を順次拡張していきます。
- 【優先度が相対的に高くない方】は本人や家族等による計画作成を行い、必要に応じて市・市社協が支援していきます。

V 地域関係者等の役割・取組①

(1) 地域防災計画における役割分担

- 熊本市地域防災計画において、市民・地域の防災組織・事業者・市の役割については、以下のとおり整理されています。

※ 本編 第1部第8節(地域防災力の最大化に向けて)より抜粋

地域防災計画における役割分担

市民の役割	①自宅の防災対策や災害情報収集の環境整備、②最低3日分(推奨1週間分)の備蓄、③災害に関する正しい知識の習得、④地域における防災の取組への参加、⑤発生する可能性のある災害の把握、⑥避難行動・避難経路・避難場所の確認、⑦災害発生時における近隣同士の助け合い
地域の防災組織の役割	①発生する可能性のある災害の把握、②地域の特性に応じた訓練や講座等による学習の実施、③平時における地域住民の「顔が見える関係性」の構築、④災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の運営
事業者の役割	①従業員の安全確保の確認、②災害発生時における市民等の安全への貢献、③平時における地域の防災の取組及び市の防災施策への協力、④従業員の防災教育・施設の安全管理
市の役割	①防災施策の策定及び防災体制・組織の強化、②他の地方公共団体等からの応援及び必要物資の受援体制の整備、③市民・事業者及び地域の防災組織による防災活動の環境整備と支援、④職員の災害対応能力の向上、⑤ハード・ソフト対策の着実な推進

⇒ 避難行動要支援者制度

- 市民・地域の防災組織である地域関係者等は、地域防災の観点から、ご自身の避難行動の確認をはじめ、平時における地域住民の顔の見える関係性の構築、災害発生時の近隣同士の助け合いの取組を推進します。

- 市は、平時における避難行動要支援者制度の制度設計・運用による地域と連携した防災・減災の推進、災害時における各対策本部の設置等による被害状況の把握、受援体制の整備等の各種対策を着実に推進します。

V 地域関係者等の役割・取組②

(2) 地域関係者等の役割の整理

● 検討・整理事項(前回説明会時以降の対応等)

- 前回説明会時における制度移行に伴う負担感や関係者間の役割分担等のご意見・ご指摘等を踏まえ、地域関係者の皆様の負担軽減の観点からも、地域関係者が現在担われている役割を十分に勘案しながら、現在の役割や活動内容の延長としての実行可能な役割や取組内容を整理・設定する必要がありますと考えております。

◆ 区役所との協議や地域関係者団体の役員会等でのヒアリングを行い、各地域関係者の役割・取組内容について、ひとつの役割例として整理・設定しておりますので、ご確認をお願いいたします。

① 町内自治会の役割・取組(例)

区分	現在担われている役割・取組		本制度で求める役割・取組(例)
平常時	【役割】安全・安心なまちづくりに関すること 【取組】・防災・減災活動 (避難場所の周知や確認)	延長→ 拡充→	【役割】安全・安心なまちづくりに関すること 【取組】> 防災・減災活動の延長として ・地域の防災訓練実施を通じた要支援者の把握等 (避難訓練への参加打診など) ・本人等から依頼された場合の計画作成の協力 (本人等へ助言・避難支援等実施者の紹介等)
	【役割】社会福祉に関すること 【取組】・ひとり暮らしのお年寄り訪問等	延長→	【役割】社会福祉に関すること 【取組】> ひとり暮らしのお年寄り訪問等の延長として ・要支援者の同意者名簿による見守り
災害時	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】・自身やご家族の安全を確保する	同じ	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】・自身やご家族の安全を確保する
	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】・防災活動(災害時の対応など)等	延長→	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】> 防災活動(災害時の対応など)等の延長として ・要支援者の安否確認・避難支援 ・避難支援等実施者との連携など

※ 現在の役割等は避難行動要支援者制度に係る一部を記載・本制度で求める役割へ展開。市HP及びリーフレットの役割を参照作成。

V 地域関係者等の役割・取組③

② 民生委員・児童委員の役割・取組内容(例)

区分	現在担われている役割・取組		本制度で求める役割・取組(例)
平常時	【役割】 見守り活動 【取組】 ・高齢者・子育て世帯等の訪問・見守り ・登下校時の見守り活動、あいさつ運動、パトロール活動	延長→	【役割】 見守り活動 【取組】 > 高齢者世帯等の訪問・見守りの延長として ・要支援者の同意者名簿による見守り ・登下校時の見守り活動、あいさつ運動、パトロール活動
	【役割】 住民の居場所づくり 【取組】 ・地域行事、学校行事の協力、地域住民との交流 ・子育てサロン、高齢者サロンの協力 ・民生委員定例会、研修会への参加	延長→	【役割】 住民の居場所づくり 【取組】 > 地域行事、地域住民との交流等の延長として ・地域の防災訓練協力を通じた要支援者の把握等(避難訓練への参加打診など) ・子育てサロン、高齢者サロンの協力 ・民生委員定例会、研修会への参加
	【役割】 関係機関へのつなぎ役 【取組】 ・地域住民の相談対応と専門機関へのつなぎ ・地域住民の相談対応と福祉サービス情報の提供 ・行政・市民等の依頼対応、調査等協力	拡充→	【役割】 関係機関へのつなぎ役 【取組】 ・地域住民の相談対応と専門機関へのつなぎ ・地域住民の相談対応と福祉サービス情報の提供 ・行政・市民等の依頼対応、調査等協力 ・本人等から依頼された場合の計画作成の協力(本人等助言・避難支援等実施者の紹介等)
災害時	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する	同じ	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する
	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 ・平常時の見守り対象者の状況確認 ・避難生活の要支援者への適切な支援のつなぎ役	延長→	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 > 平常時の見守り対象者の状況確認の延長として ・同意者名簿等による見守り対象者の状況確認 ・避難生活の要支援者への適切な支援のつなぎ役

※ 現在の役割等は避難行動要支援者制度に係る一部を記載・本制度で求める役割へ展開。市HP役割を参照作成、民児協理事会で確認済。

V 地域関係者等の役割・取組④

③ 校区社会福祉協議会の役割・取組内容(例)

区分	現在担われている役割・取組		本制度で求める役割・取組(例)
平常時	【役割】 小地域ネットワーク活動 【取組】 ・高齢者・子育て世帯等の訪問・見守り ・医療・福祉関係者の連携によるネットワークづくり ・ふれあい いきいきサロンの開催 等	延長→	【役割】 小地域ネットワーク活動 【取組】 > 高齢者世帯等の訪問・見守りの延長として ・要支援者の同意者名簿による見守り ・医療・福祉関係者の連携によるネットワークづくり ・ふれあい いきいきサロンの開催 等
	【役割】 世代間交流促進と住民同士の絆づくり 【取組】 ・地域行事の開催 ・コミセン・公民館での様々なイベントの実施	延長→	【役割】 世代間交流促進と住民同士の絆づくり 【取組】 > 地域行事の開催の延長として ・地域の防災訓練協力を通じた要支援者の把握等(避難訓練への参加打診など) ・コミセン・公民館での様々なイベントの実施
	【役割】 災害時に備えた活動 【取組】 ・災害時要援護者に対する避難支援等の計画策定	拡充→	【役割】 災害時に備えた活動 【取組】 ・災害時要援護者に対する避難支援等の計画策定 ・本人等から依頼された場合の計画作成の協力(本人等助言・避難支援等実施者の紹介等)
災害時	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する	同じ	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する
	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 ・平常時の見守り対象者の状況確認 ・避難生活の要支援者への適切な支援のつなぎ役	延長→	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 > 平常時の見守り対象者の状況確認の延長として ・同意者名簿等による見守り対象者の状況確認 ・避難生活の要支援者への適切な支援のつなぎ役

※ 現在の役割等は避難行動要支援者制度に係る一部を記載・本制度で求める役割へ展開。
校区社協作成パンフレットの役割を参照作成、校区社協連絡協議会役員会で確認済。

V 地域関係者等の役割・取組⑤

④ 自主防災クラブの役割・取組内容(例)

区分	現在担われている役割・取組	本制度で求める役割・取組(例)	
平常時	【役割】 地域防災力の向上 【取組】 ・防災訓練等の企画 ・防災の普及啓発(防災教室の開催等) ・避難計画の作成、見直し 等	延長→ 拡充→	【役割】 地域防災力の向上 【取組】 > 防災訓練等の企画の延長として ・地域の防災訓練実施を通じた要支援者の把握等(避難訓練への参加打診など) ・防災の普及啓発(防災教室の開催等) ・避難計画の作成、見直し 等 ・本人等から依頼された場合の計画作成の協力(本人等助言・避難支援等実施者の紹介等)
災害時	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する ○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 ・救出・救助 ・避難支援 ・けが人の応急処置 ・情報伝達(消防・警察・その他関係者)など	同じ 延長→	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する ○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 ・救出・救助 > 避難支援の延長として ・要支援者の安否確認など ・避難支援等実施者との連携など ・けが人の応急処置 ・情報伝達(消防・警察・その他関係者)など

※ 現在の役割等は避難行動要支援者制度に係る一部を記載・本制度で求める役割へ展開「自主防災クラブの手引き」を参照作成。



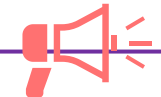
V 地域関係者等の役割・取組⑥

⑤ 校区防災連絡会の役割・取組内容(例)

区分	現在担われている役割・取組		本制度で求める役割・取組(例)
平常時	【役割】 地域防災力の向上 【取組】 ・訓練の時期・内容の検討及び実施 ・地域の避難施設、避難所間の情報収集・物資配布体制の確認	延長→	【役割】 地域防災力の向上 【取組】 > 訓練の時期・内容の検討及び実施の延長として ・地域の防災訓練実施を通じた要支援者の把握等(避難訓練への参加打診など) ・地域の避難施設、避難所間の情報収集・物資配布体制の確認
災害時	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する	同じ	○ 発災直後又は発災のおそれがあるとき 【取組】 ・自身やご家族の安全を確保する
	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 ・避難所の開設・運営(避難所運営委員会)等	延長→	○ 活動上の安全を確保できたとき 【取組】 > 避難所の開設・運営等の延長として ・避難所運営委員会を通じた避難所での要支援者の支援・安否確認など

※ 現在の役割等は避難行動要支援者制度に係る一部を記載・本制度で求める役割へ展開、地域防災計画等を参照作成。

● 検討・整理事項のまとめ



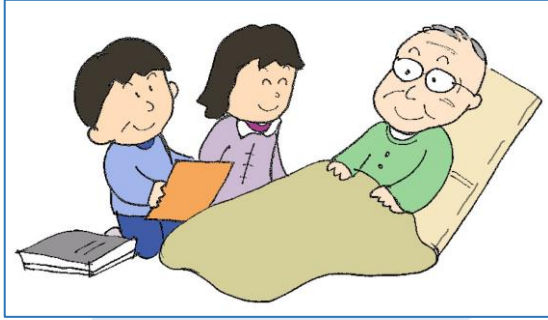
ポイント

- 避難行動要支援者制度(旧制度の一本化)の移行に伴い、各地域関係者の役割・取組例でお示しましたとおり、**地域関係者の皆様に求める役割・取組として、**
- 平常時においては、地域にお住まいの要支援者の方々に対する同意者名簿による見守り、現在担われている役割・取組の延長としての防災訓練等の実施などによる要支援者の把握のほか、本人等から依頼された場合の個別避難計画の作成へのご協力をお願いいたします。
 - 災害時には、活動上の安全を確保できた後(ご自身やご家族の安全が確保された後)、現在担われている役割・取組の延長としての同意者名簿による要支援者(見守り対象者)の状況確認、避難所運営を通じた要支援者の安否確認や支援へのご協力をお願いいたします。
 - ◆ **市(及び市社協)は、同意者名簿の配付、個別避難計画の作成支援などの本制度の運用全般を担うとともに、災害時には被害状況把握、受援体制整備、地域からの相談・支援等を行います。**

V 地域関係者等の役割・取組(参考①)

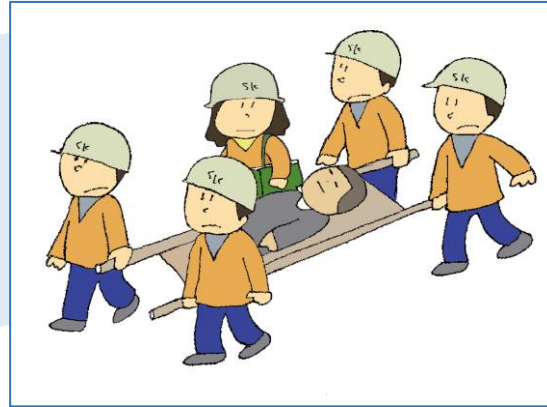
① 平常時の地域関係者等の取組例

※ 市が想定する、ひとつの地域関係者等の取組例と連携のイメージです。地域に応じて、各地域関係者の取組や連携が異なる場合もあると考えております。



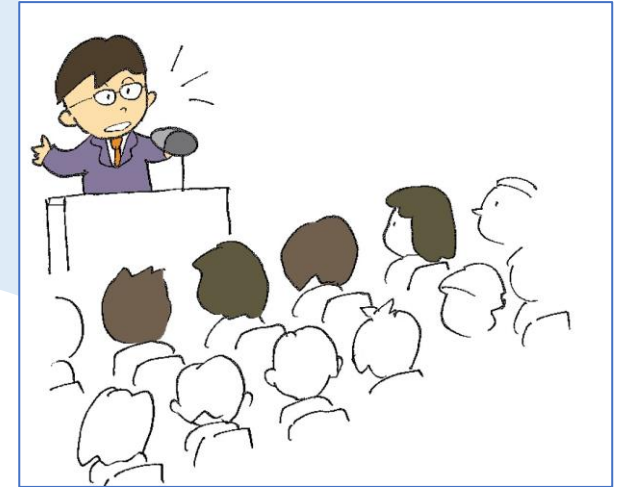
【町内自治会】

- ・要支援者本人や家族等から計画作成の相談があった場合等に助言する、市及び市社協の窓口につなぐ 等



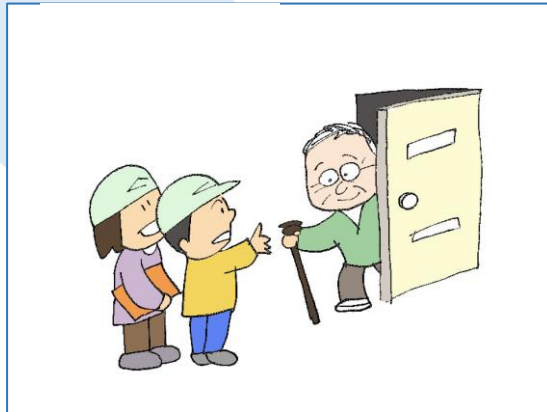
【校区防災連絡会】

- ・避難所運営委員会を通じ、指定避難所に要支援者が避難することを想定した防災訓練を行う 等



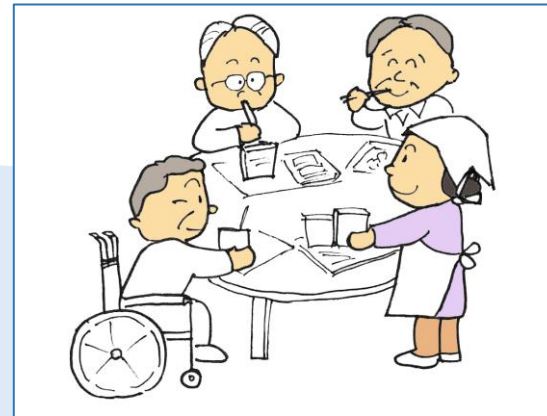
【自主防災クラブ】

- ・要支援者を交えて、防災の普及啓発のための防災教室の開催や防災訓練を行う 等



【民生委員・児童委員】

- ・要支援者への声かけや見守りを行う 等



【校区社会福祉協議会】

- ・避難行動要支援者を交えての防災訓練への協力(炊き出し訓練等)を行う 等

V 地域関係者等の役割・取組(参考②)

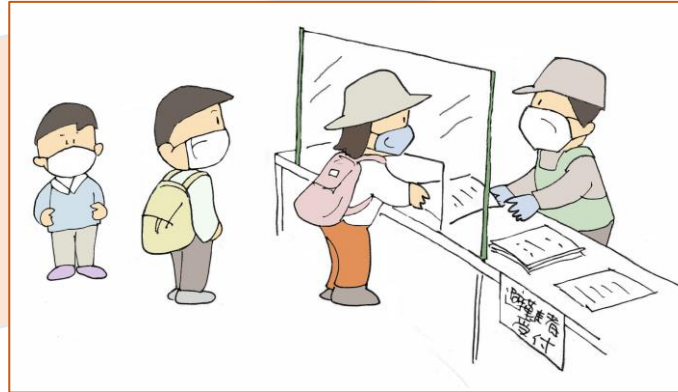
② 災害時の地域関係者等の取組例

※ 市が想定する、ひとつの地域関係者等の取組例と連携のイメージです。地域に応じて、各地域関係者の取組や連携が異なる場合もあると考えております。



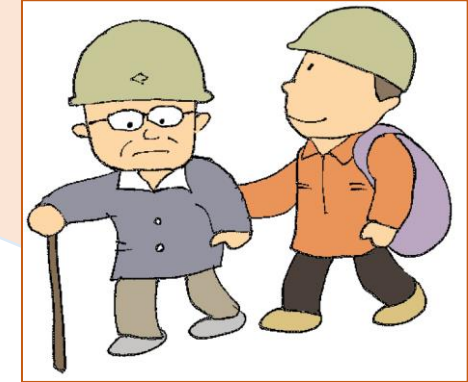
【町内自治会】

・避難支援等実施者と連携して、要支援者を避難所に搬送する支援(準備の手伝い・タクシーの呼び出し等)を行う 等



【校区防災連絡会】

・避難所運営委員会を通じ、名簿を活用して、指定避難所に避難した要支援者の安否や状況を確認する 等



【自主防災クラブ】

・在宅避難していた要支援者が指定避難所に避難する際に支援を行う 等



【民生委員・児童委員】

・指定避難所に避難している要支援者の困りごとを聞き取り、避難所の運営責任者につなぐ 等



【校区社会福祉協議会】

・名簿を活用して、指定避難所に避難した要支援者の状況を確認する 等

VI 避難行動要支援者制度の推進にあたって①

本日の説明会では、これまで名簿の運用や個別避難計画の作成推進、地域関係者等の役割・取組、市の役割等についてご説明してまいりましたが、今後の避難行動要支援者制度を推進していくにあたって、改めて地域関係者の皆様にお伝えしたいことを以下に整理しておりますので、引き続き、本市にお住まいの要支援者の方々の支援にご協力をいただきますようお願いいたします。

本制度は、令和7年度から運用開始した制度であり、制度運用については今後も不断に見直しを行ってまいります。

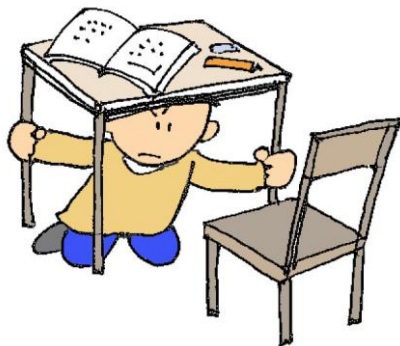
制度に関するご質問・ご意見については、お気軽に市へお問い合わせください



重要

1 助け合いの精神に基づく、「自助」「共助」の体制づくりを目的とした制度です

- 本制度は、地域関係者等の皆様に、“〇〇をしなければならない”といった義務を課す制度ではありません。
- 本制度に基づく見守りや避難支援等は、あくまでも助け合いの精神に基づき行っていただく任意の支援であり、名簿等を受領していることによって、決して責任を問われたり、義務を負うものではありません。
- 災害発生時や発生するおそれがある場合の行動については、ご自身やご家族の安全の確保を最優先にしてください。
- ご自身やご家族の安全が確保された後、避難支援等にご協力いただくことが可能であれば、是非ご支援をお願いいたします。



まずはご自身やご家族の
安全の確保を最優先に



VI 避難行動要支援者制度の推進にあたって②

2 これまでの地域活動の延長として、本制度の取組にご協力をお願いいたします。

- 本制度に基づく、名簿の運用や個別避難計画の作成支援にあたっては、地域関係者等の皆様に過度の負担を求めるものではありません。
- 同意者名簿等による要支援者の見守り等については、これまでの旧制度(災害時要援護者避難支線制度)に基づく名簿等による見守り活動や避難訓練等の地域活動の延長として、ご自身の体力や活動に割ける時間の許す範囲等で、本制度の取組にご協力いただければと考えております。
- 個別避難計画の作成支援についても、同様に地域活動の延長として、ご自身の許す範囲で、本人・家族等からの計画作成に関する相談等の取組にご協力いただければと考えております。
- 市としても、市社協とともに相談窓口を設置(P12参照)し、本人や家族等による個別避難計画の作成支援にあたってまいります。



3 地域ごとの役割・取組は、それぞれの地域の実情等に応じてご判断をお願いいたします。

- 市が整理した現在担われている役割及び今後地域に担っていただきたい地域関係者等の役割・取組については、あくまでも一例です。
- それぞれの地域で、各地域関係者の活動状況や役割、各地域関係者間の関係性や連携状況等には違いがあり、その差異を考慮せずに市側から一律に役割を固定して協力をお願いすることは、各地域の負担の増加や連携を混乱させることにもつながりかねないと考えますので、それぞれの地域の実情等に応じて、役割・取組の調整をお願いいたします。
- また、災害の規模や被害状況、要支援者の心身の状況や特性、世帯の状況等に応じて、その時に取るべき行動は変わります。お示しさせていただいた役割・取組例を参考に、ご自身が置かれた状況に対して、臨機応変にご判断・ご対応いただきますようお願いいたします。



VI 避難行動要支援者制度の推進にあたって③



追記

- 「熊本市避難行動要支援者制度のご案内」(リーフレット)を市ホームページにデータ掲載するとともに、各区役所等に設置予定としておりますので、ご活用ください。
- また、地域内での制度周知などに活用できる制度案内の動画やガイドブックなどを、今年度中に作成する予定ですので、こちらもご活用ください。

避難行動要支援者名簿への登録について

「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難支援に関わる方への情報提供に同意しておきましょう。
まずは自分が支援を必要としていることを周知の方に知っておいてもらうことが大切です。

【避難行動要支援者名簿とは】

災害時に自力で避難をすることが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を市が作成し、
避難支援にかかわる関係者に提供して、平常時の防災訓練や災害時の安否確認などに活用するものです。

■名簿の対象者

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1、2級を所持している者
- ③療育手帳Aを所持している者
- ④精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者
- ⑤指定難病医療受給者
- ⑥その他、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる
単身の高齢者又は高齢者のみの世帯の者、
障がいのある者、妊産婦、乳幼児、医療依存度の
高い者等であって、避難の支援を希望するもの

■名簿に記載される情報

本人の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の
連絡先、避難支援を必要とする事由(要介護、障害等級)など

■名簿の提供先(避難支援関係者)

消防機関、熊本県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、
自主防災クラブ、校区社会福祉協議会、町内自治会、校区防災連絡会、
地域包括支援センター(ささけりあ)、障がい者相談支援センターなど

個別避難計画の作成について

災害時の避難先や支援方法などについて「個別避難計画」を作成し、支援に関わる方と計画書の内容を共有しておきましょう。
ご家族や支援してくれる方と話し合いながら、災害時の避難について考えておくことが大切です。

【個別避難計画とは】

災害時にいつ「どこへ」「誰と」「どうやって」避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。

■個別避難計画作成の対象者及び進め方

避難行動要支援者名簿に掲載されている方が計画作成の対象となります。熊本市では、河川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクや
本人の心身の状況等に応じて、福祉専門職にご協力いただき、段階的に計画作成を進めます。

■優先度が低い方の個別避難計画作成(福祉専門職による作成)

優先度が低い方には、市から計画作成の同意確認を行います。
ご同意いただいた方の計画作成を、担当の福祉事業者へ委託を行い、計画作成を進めます。
優先度が低い方の条件は、熊本市ホームページ(2次元コード)からご確認ください。

■優先度が相対的に高くない方の個別避難計画作成(本人や家族等による作成)

優先度が相対的に高くない方の計画は、本人や家族等による作成を想定しています。
本人や家族等が計画作成にあたって支援が必要な場合は、下記の窓口へご相談ください。

<個別避難計画作成の支援窓口>

熊本市社会福祉協議会	中央区東区部一帯(中央区東区部2丁目4-27)	熊本市福祉センター(新設分室1F)	TEL:096-264-5061 FAX:096-358-1840
東区部	東区部東区部2丁目15-1	東区部福祉センター1F	TEL:096-262-4379 FAX:096-262-4388
中央区西	中央区西(中央区西2丁目7-1)	中央区西福祉センター1F	TEL:096-264-5871 FAX:096-264-5877
南区	南区(南区南区1丁目10-10)	南区福祉センター1F	TEL:096-26-7020 FAX:096-26-7020
北区	北区(北区北区1丁目10-10)	北区福祉センター1F	TEL:096-272-1111 FAX:096-272-1111
熊本市中央区	熊本市中央区(熊本市中央区1丁目10-10)	熊本市中央区福祉センター1F	TEL:096-328-2368 FAX:096-358-8605

避難行動要支援者名簿に関する Q&A

Q1 なぜ、このような情報共有のしくみを行うのですか？
A 避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないと、いざという時の支援に困ります。大規模災害が発生した際には、行政が中心に支援を行うことが必要とされているため、災害時の備えとして地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

Q2 同意すれば、災害時に必ず助けられるのですか？
A 災害発生時に地域住民等から避難の支援を受けられる可能性を高めることができます。災害発生時の支援は、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援関係者に名簿情報を提供することがあります。

Q3 同意をしない場合、情報は提供しないのですか？
A 平常時から避難支援関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生する恐れがある場合は、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援関係者に名簿情報を提供することがあります。

Q4 同意した場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？
A 熊本市地域防災計画等に定められた避難支援関係者(民生委員・児童委員、町内自治会、消防団、自主防災クラブ、熊本県警察、市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会、校区防災連絡会など)にのみ、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報を提供し、地域の住民すべてに提供することはありません。

Q5 名簿の外部提供の範囲(または不掲載)を取り扱いたい場合、どうすればいいですか？
A 変更申請書をご提出いただければ、同意状を交付(同意を不承諾とする、または同意を撤回する)します。変更申請については、専用ダイヤルへお問い合わせいただくか、各区役所企画課へお越しください。

Q6 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

Q7 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

Q8 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

Q9 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

避難行動要支援者名簿に関する Q&A

Q1 なぜ、このような情報共有のしくみを行うのですか？
A 避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないと、いざという時の支援に困ります。大規模災害が発生した際には、行政が中心に支援を行うことが必要とされているため、災害時の備えとして地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

Q2 同意すれば、災害時に必ず助けられるのですか？
A 災害発生時に地域住民等から避難の支援を受けられる可能性を高めることができます。災害発生時の支援は、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援関係者に名簿情報を提供することがあります。

Q3 同意をしない場合、情報は提供しないのですか？
A 平常時から避難支援関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生する恐れがある場合は、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援関係者に名簿情報を提供することがあります。

Q4 同意した場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？
A 熊本市地域防災計画等に定められた避難支援関係者(民生委員・児童委員、町内自治会、消防団、自主防災クラブ、熊本県警察、市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会、校区防災連絡会など)にのみ、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報を提供し、地域の住民すべてに提供することはありません。

Q5 名簿の外部提供の範囲(または不掲載)を取り扱いたい場合、どうすればいいですか？
A 変更申請書をご提出いただければ、同意状を交付(同意を不承諾とする、または同意を撤回する)します。変更申請については、専用ダイヤルへお問い合わせいただくか、各区役所企画課へお越しください。

Q6 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

Q7 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

Q8 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

Q9 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができますか？
A 入居している方を対象とする人(ホーム、サービス等支援施設など)の支援を受けることができます。

Check

■ハザードマップを確認しておきましょう
ハザードマップで、地域の災害リスクなどを確認しておきましょう。
ハザードマップは熊本市危機管理防災課、各区役所にて配布しています。

■避難のタイミングを知り、早めの避難を心がけましょう
災害が発生し、避難が必要になった場合、熊本市から避難情報を発令します。

■熊本市防災情報ポータル
「熊本市防災情報ポータル」で緊急情報、避難情報、気象情報、避難所開設情報などを公開しております。

■熊本市防災情報ポータル
「熊本市防災情報ポータル」で緊急情報、避難情報、気象情報、避難所開設情報などを公開しております。

避難計画に関する Q&A

Q1 避難計画を作成したら災害発生時に必ず助けられるのですか？
A 避難計画を作成し、避難支援関係者へ提供することで、災害発生時の避難支援を受けることができます。

Q2 避難計画を作成したら災害発生時に必ず助けられるのですか？
A 避難計画を作成し、避難支援関係者へ提供することで、災害発生時の避難支援を受けることができます。

Q3 避難計画を作成したら災害発生時に必ず助けられるのですか？
A 避難計画を作成し、避難支援関係者へ提供することで、災害発生時の避難支援を受けることができます。

Q4 避難計画を作成したら災害発生時に必ず助けられるのですか？
A 避難計画を作成し、避難支援関係者へ提供することで、災害発生時の避難支援を受けることができます。

Q5 避難計画を作成したら災害発生時に必ず助けられるのですか？
A 避難計画を作成し、避難支援関係者へ提供することで、災害発生時の避難支援を受けることができます。

画課

熊本市中央区手取本町1-1(熊本市役所本庁)
TEL:096-328-2368(専用ダイヤル)
FAX:096-358-8605

熊本市 防災計画課・健康福祉政策課

【参考】「避難行動要支援者に関する取組について」

(熊本市ホームページ)

VI 避難行動要支援者制度の推進にあたって④

● 今後のスケジュール

区分/年度・月		令和7年度									令和8年度
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体の動き		次年度以降の運用検討、計画作成の優先度の検討など									
避難行動要支援者名簿	名簿の配付・回収	名簿配付・回収			★名簿作成→次年度の配付準備						
	地域への説明	必要に応じて、随時、地域への説明を実施									
		★制度周知動画、ガイドブック等を公開									
	外部提供の同意確認	同意書の返送内容の確認、同意の促し等									
個別避難計画	計画作成の同意確認	★優先度が高い方への同意書の送付		同意書の返送内容の確認等				★同意書(新規の名簿掲載者)の送付			
	福祉専門職の計画作成	福祉専門職による個別避難計画作成									
		※ 計画作成の同意を得られた対象者から順次担当事業者へ受託依頼									

【ご意見などのお問い合わせ先】

熊本市役所

防災計画課・健康福祉政策課

専用ダイヤル:096-328-2368

(8時30分～17時15分・土日祝・年末年始を除く)

メールアドレス

(防災計画課) bousaikeikaku@city.kumamoto.lg.jp

(健康福祉政策課) kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp